千葉市

記者発表資料

令和７年５月２９日
監査委員事務局
行政監査課
電話　２４５－５４９２

千葉市職員措置請求（６千監（住）第２号）に係る監査結果について

千葉市職員措置請求（住民監査請求）について、監査結果をお知らせします。

１　請求の概要

（１）請求人

千葉市の住民１人

（２）請求日

令和７年３月３１日

（３）請求の要旨

櫻井崇議員および大平真弘議員（以下「対象議員」という）は、請願者本人の意思を確認しないまま請願書を自ら作成・署名することにより偽造し、千葉市議会議長に対し令和６年８月２８日に提出した。対象議員の非違行為に対し、千葉市議会は辞職勧告決議をした。

当該行為は民主主義を崩壊させる蛮行であり、刑法第１５９条私文書偽造等の構成要件に該当する。対象議員は、千葉市民の負託に応える適格性を欠くことは明白である。よって、請願書が提出された令和６年８月２８日以降、対象議員に支給された議員報酬および期末手当（合計１３，５８２，８００円）は不当な支出である。

２　監査の概要

（１）監査対象事項

市長は、対象議員に対し、請願書の提出日である令和６年８月２８日以降に支給された議員報酬等について違法または不当な公金の支出であるとして、不当利得に基づいて返還の請求をすべきか、あるいは、不法行為に基づいて損害賠償の請求をすべきか。

（２）監査対象部局

議会事務局

（３）監査結果

辞職勧告決議に法的拘束力はなく、対象議員が引き続き議員としての身分ないし地位を有していることから、市は、対象議員に対し議員報酬等を支給すべき義務を負うものといえる。

よって、地方自治法および条例に基づき、対象議員に対して行った本件支出は、違法または不当なものであるとは認められず、請求人の主張には理由がないため、棄却する。